

○文部科学省告示第一号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

令和七年一月八日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 中根 順子

三つの中庭つき住宅のプロジェクト *	コートハウスプロジェクト ***	コートハウスプロジェクト **	フツベ邸プロジェクト、マグデブルク	コートハウスプロジェクト *	トウーゲントハット邸、ブルノ、チェコ共和国	フランクフルトキッチンの注ぎ口付き容器	指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
同右	同右	同右	同右	同右	同右		指定をした日 令和六年十二月十日
同右	同右	同右	同右	同右	同右		指定の有効期間 令和六年十二月二十五日から令和八年二月十五日
同右	同右	同右	同右	同右	同右	東京千代田区内幸町二―一―四 株式会社清水孝幸 株主 田中幸 東京千代田区内幸町二―一―四	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 国立新美術館 惠理子 東京都港区六本木七―二二―二 兵庫県立美術館 館長 林洋子 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一―一―一 兵庫県立美術館 兵庫県立美術館 令和七年九月二十日から令和八年一月四日
同右	同右	同右	同右	同右	同右		指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間 国立新美術館 東京都港区六本木七―二二―二 令和七年三月十九日から令和七年六月三十日 兵庫県立美術館 兵庫県立美術館 兵庫県立美術館 兵庫県立美術館 令和七年九月二十日から令和八年一月四日

備考 指定美術品等の関係書類を文化庁企画調整課に備え置いて縦覧に供するとともに、文化庁ホームページに掲載する。	*** 三つの中庭つき住宅のプロジェクト
	同右
	同右
	同右